

施設の保全について

平成27年度施設管理担当者研修会

平成27年7月17日

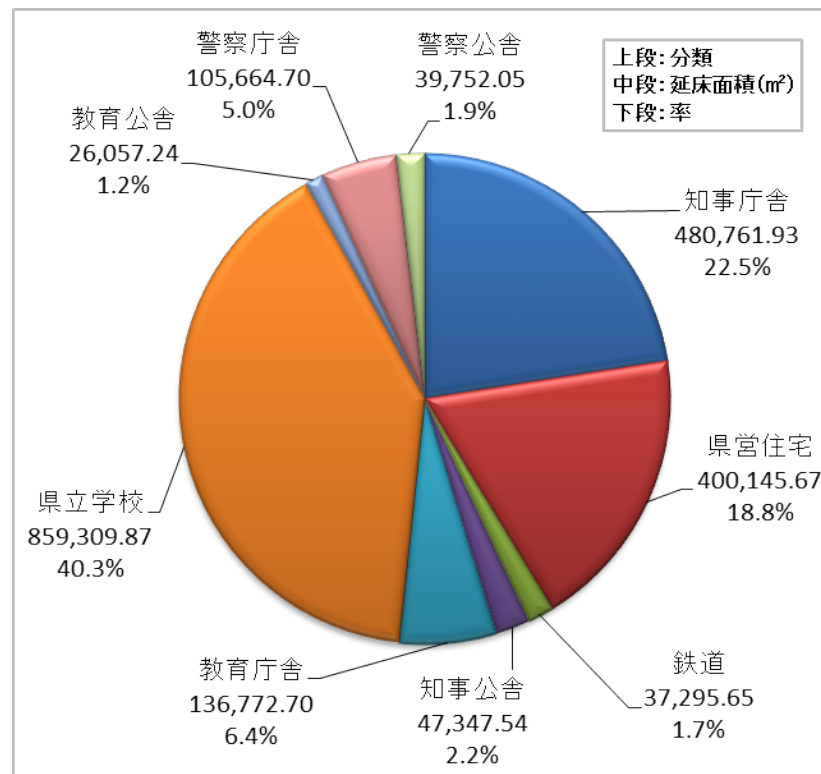
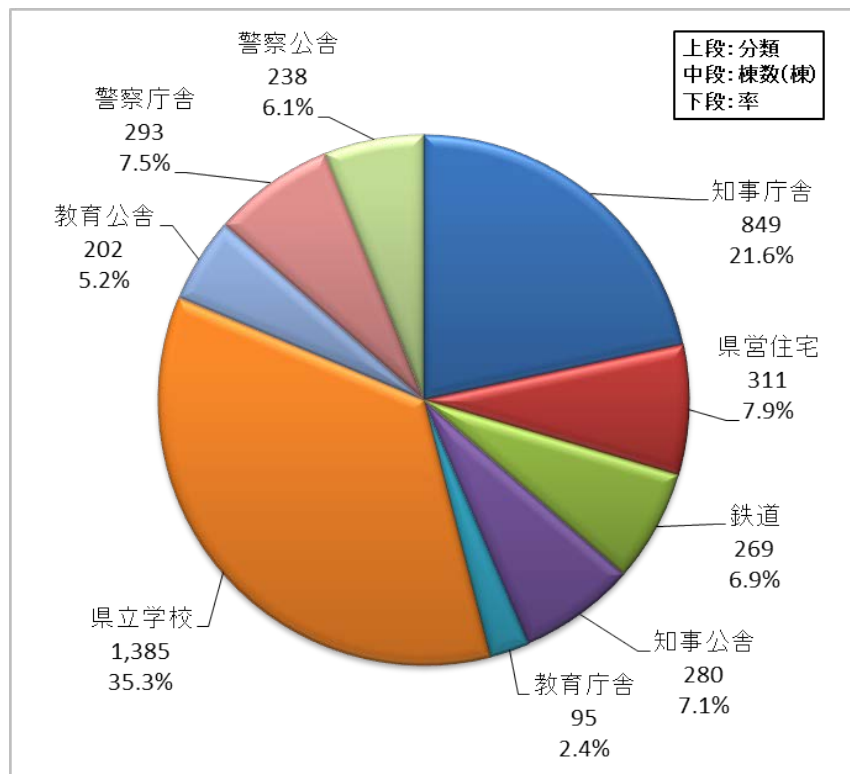


青森県 総務部 行政経営管理課
ファシリティマネジメント・財産G

県有施設の現況(平成25年度末時点)

棟数 3,655棟

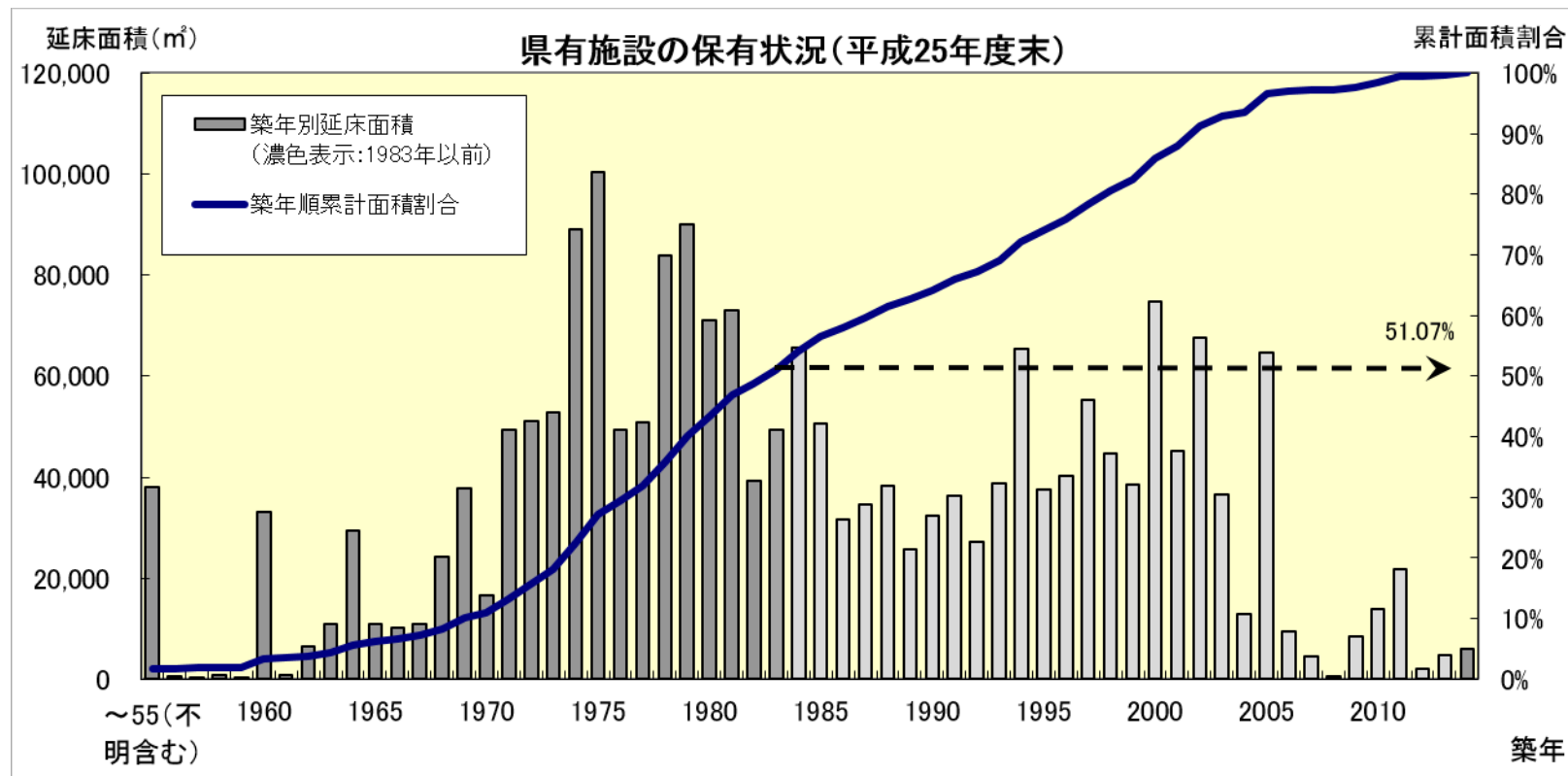
延床面積 約212万 m^2
(計2,118,321.50 m^2)



- 平成24年度末から、106棟・約14,800 m^2 の減少
 - ・施設棟数及び延床面積減少は、職員公舎の廃止に伴う売却が主な要因となっている。

施設建設の推移(竣工年・延床面積)

2013年度末時点の保有面積約212万m² (棟数 3,655棟)



- ・過半の施設が築後30年を経過
- ・1974～1983年の10年間に全床面積の約1/3が竣工

人口	ピーク1,524千人(1985年)	→	1,326千人(2014.4推計)	<u>△13%</u>
県有建物	1,581千m ² (1985年)	→	2,118千m ² (2014.3)	<u>+34%</u>
	ピーク2,293千m ² (2007年)			

県有財産利活用の方針と取組

青森県の「攻めの農林水産業」

～第一次産業の元気は地域経済の元気！！～



「決め手くん」です

知事も一緒にトップセールス
「決め手くん音頭」もあるよ！
(仮称)全国ゆるキャラ大賞
の野望を胸に秘める



青森県県有施設利活用方針(19年3月制定)

◇方針の目的

FMの考え方にに基づき、全庁的な共通認識のもとで利用調整を行い、県有施設の有効な利活用を推進

◇取組の推進方向

(1) 保有総量縮小の推進

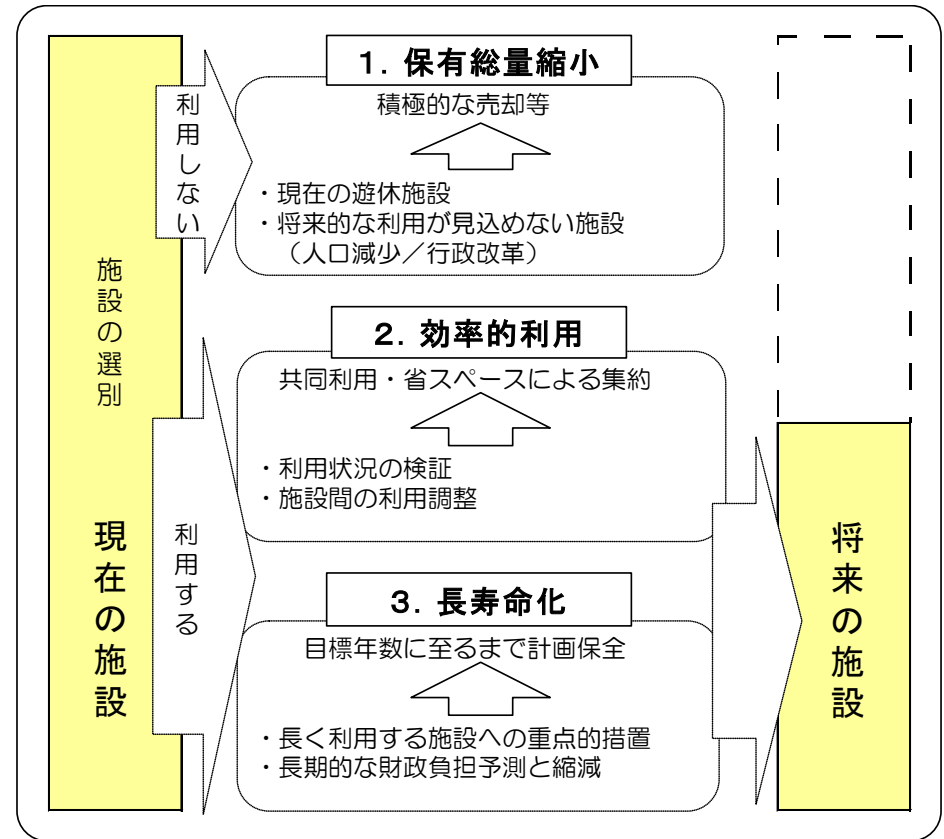
- ① 施設アセスメントの実施
- ② 公有財産の積極的な売却

(2) 県有施設の効率的活用の推進

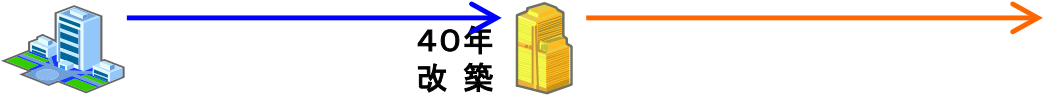
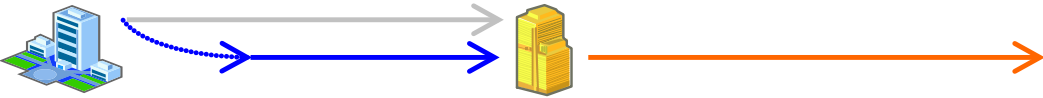
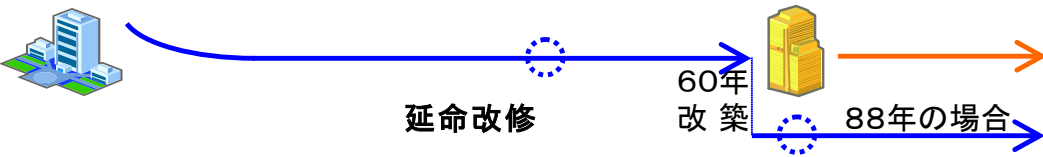
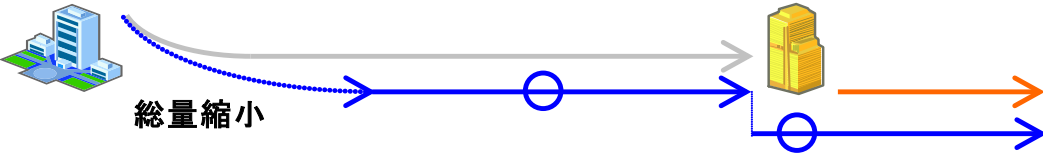
- ① 職員公舎の共同利用・集約化
- ② 執務スペースの標準化

(3) 県有施設の長寿命化の推進

- ① 施設整備方針等の策定
- ② 施設維持管理業務適正化
- ③ 業務支援及び普及啓発活動
- ④ 施設情報システムの整備



ライフサイクルコスト試算(30年間)

LCCシミュレーションの設定条件	30年間の保有コスト (単純平均)	効果額(Aとの比較) (単純平均)
<p>シナリオA : 現状(現在の施設量保持)</p> 	<p>5,771億円 (192億円/年)</p>	
<p>シナリオB : Aに加え統廃合(行革等による施設減)</p> 	<p>5,567億円 (185億円/年)</p>	<p>△204億円 (△7億円/年)</p>
<p>シナリオC : Bに加え長寿命化(60年または88年使用)</p> 	<p>4,908億円 (163億円/年)</p>	<p>△863億円 (△29億円/年)</p>
<p>シナリオD : Cに加え総量縮小(人口推計をベースに5%縮小)</p> 	<p>4,575億円 (152億円/年)</p>	<p>△1,196億円 (△40億円/年)</p>

2005年度試算結果

県有不動産利活用推進会議

◇会議の所掌

- (1) 青森県県有施設利活用方針に基づく取組の推進
- (2) 未利用地等の利活用の推進
- (3) その他、県有不動産の有効活用を図る上で必要な事項

◇組織

各部局主管課長等をもって19年6月に設置

◇予算編成への反映

決定事項に係る所要経費の財源は、FMに係る「緊急課題・行財政改革対応経費」とし、各部局のシーリング外

庁舎等の利活用の検討

(1) 検討対象

① 建物: 廃止・遊休施設、低利用施設

庁舎等について、毎年度、利用状況調査を実施

② 土地: 廃止施設用地、未利用地、低利用地

(2) 検討の進め方

① 県内部の利用調整と利活用

- ・ 庁舎移転や土地利用等を希望する出先機関及び建物性能が低い施設等
- ・ 借上事務所や借地の解消

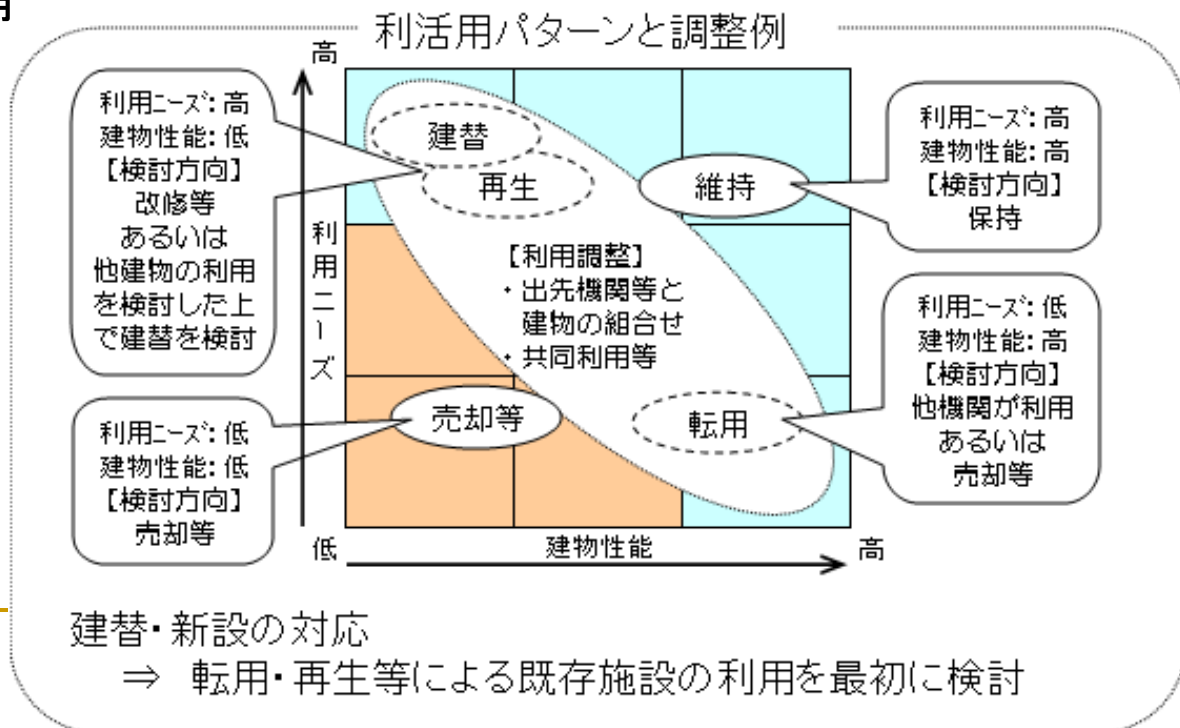
② 市町村の利活用

- ・ 所在市町村への照会

③ 売却等の利活用

- ・ 売却等要件の確認

庁舎等の資産整理の考え方



庁舎等の利用調整事例(青森市内庁舎)

(20年度決定)

<凡例> ◎移転機関
●廃止機関

◎工業総合研究センター

A. 単独庁舎
【課題】狭隘化

先に移転

●グリーンバイオセンター(H21.3廃止)

B. 単独庁舎
【課題】利用見込みなし・市街化調整区域

●フラワーセンター21(H21.3廃止)

C. 単独庁舎
【課題】利用見込みなし・市街化調整区域

◎東地方保健所

D. 単独庁舎
【課題】危険(耐震不足)

次に移転

◎青森家畜保健衛生所

E. 単独庁舎
【課題】危険(耐震不足)

移転

移転後

◎東地方保健所

A. 単独庁舎
【改修・継続使用】(H24.3移転予定)

◎工業総合研究センター

B. 単独庁舎
【改修・継続使用】(H23.3移転)

◎青森家畜保健衛生所

C. 単独庁舎
【改修・継続使用】(H23.2移転)

D. 東地方保健所跡地
【売却】

(H26一括売却)

E. 青森家畜保健衛生所跡地
【売却】

青森県行財政改革大綱(平成25年12月)等

■ 青森県行財政改革大綱(平成25年12月)

IV財政戦略 4県有資産マネジメント

- ・県有施設の総量縮小や維持管理費の節減による
県有施設全体でのライフサイクルコストの縮減

■ 青森県行財政改革実施計画(平成26年3月)

- ・県有財産の処分・有効活用等の推進
- ・県有施設の総合的な利活用の推進
- ・コストの視点を踏まえた効率的な施設整備等の推進
- ・職員公舎集約・共同利用の推進
- ・県有施設の維持管理経費の節減

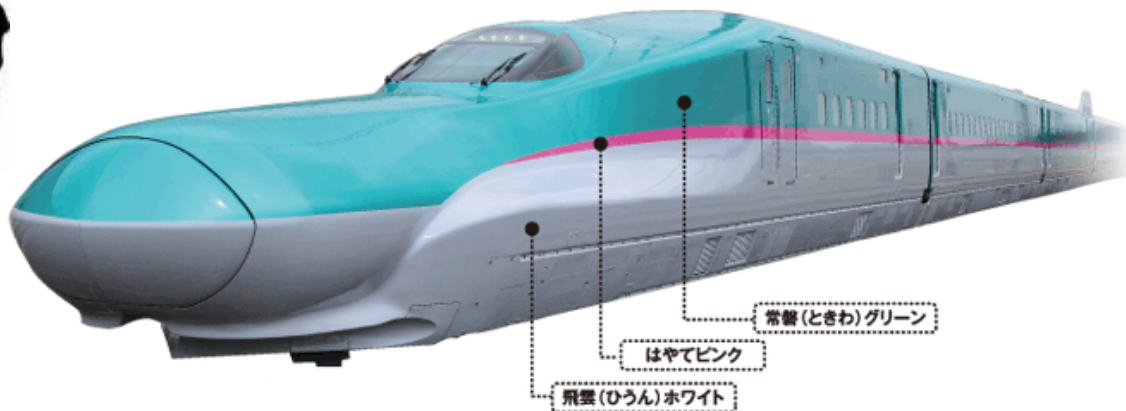
【県有施設省エネルギー等対策推進事業】平成24～26年度実施

- ・県有施設の長寿命化の推進

【長期保全計画の策定等】施設毎の長期保全計画を平成29年度までに策定

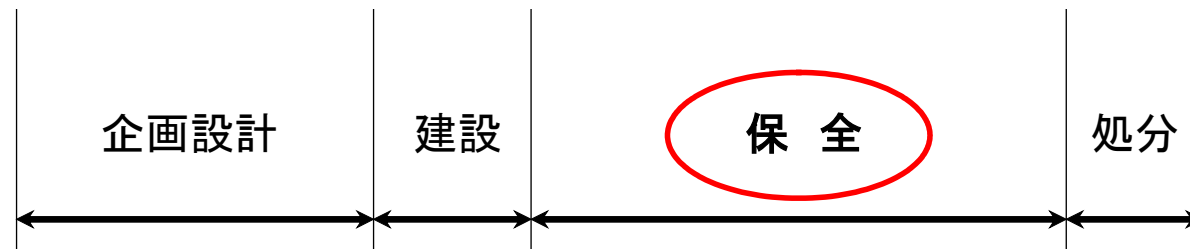
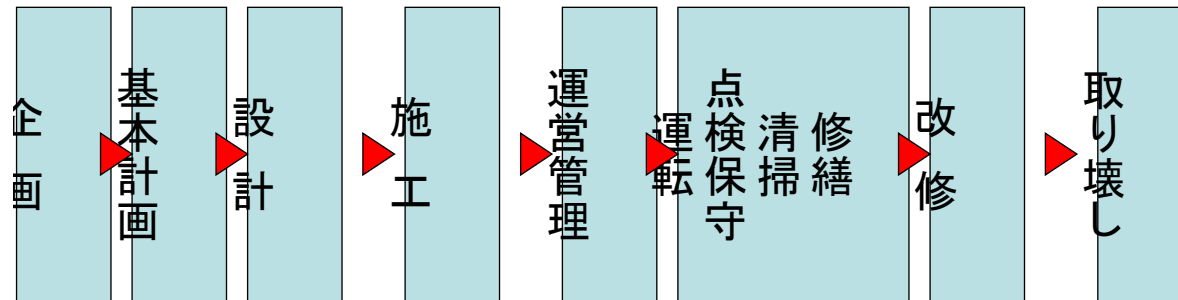
施設の保全について

結集!! 青森力



新幹線総合車両センターでお目見えとなった量産先行型E5系車両。

建物の一生と保全



建設費

修繕費
改修費

維持費等
(点検等)

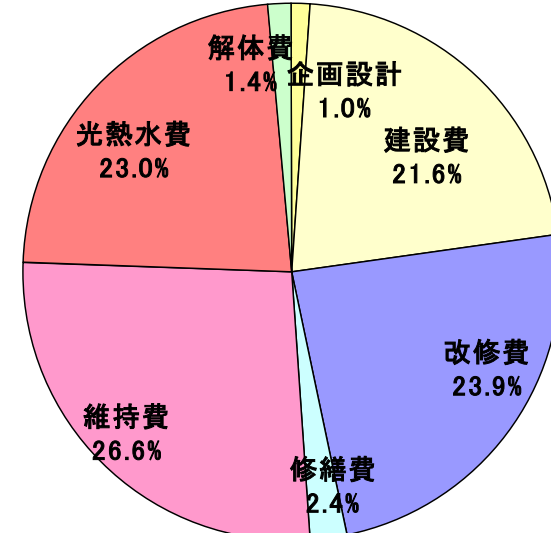
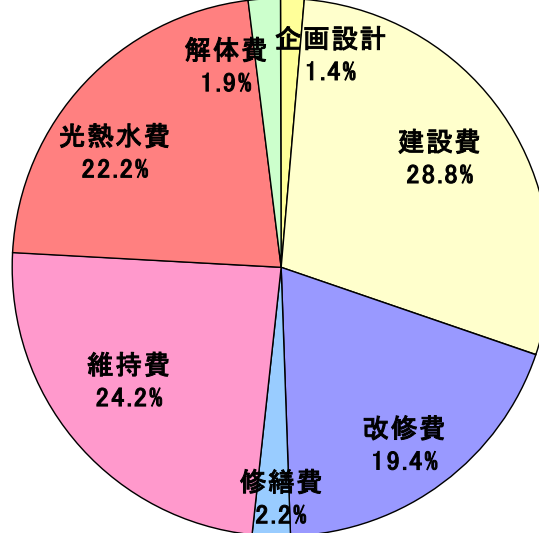
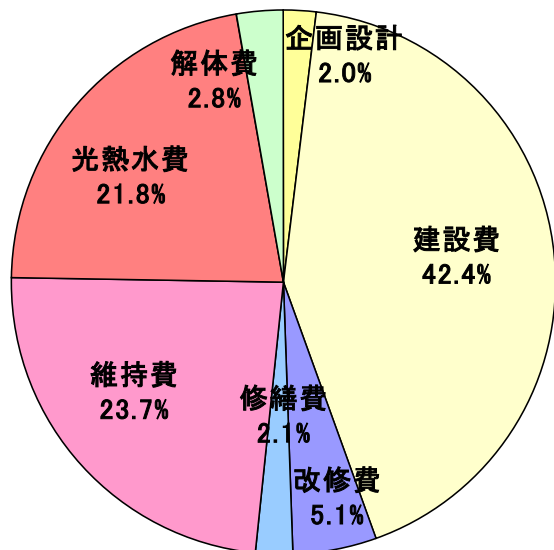
運営費
(光熱水費等)

一般
管理費等

ライフサイクルコスト(LCC)

施設的设计費・建設費などの初期投資
(イニシャルコスト)と、運営費・維
持費・修繕費などの保全(施設管理)
費(ランニングコスト)及び取り壊し
までの「建物の生涯に必要な総費用」

庁舎の目標使用年数とLCC



庁舎40年LCC

LCC40:3, 171百万円
年平均:79.3百万円

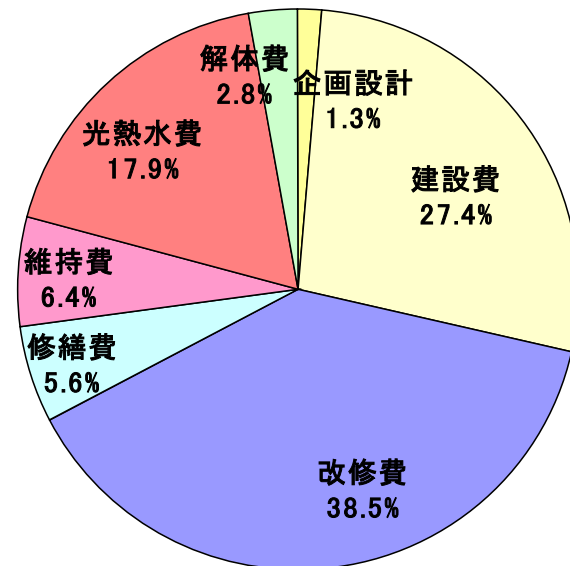
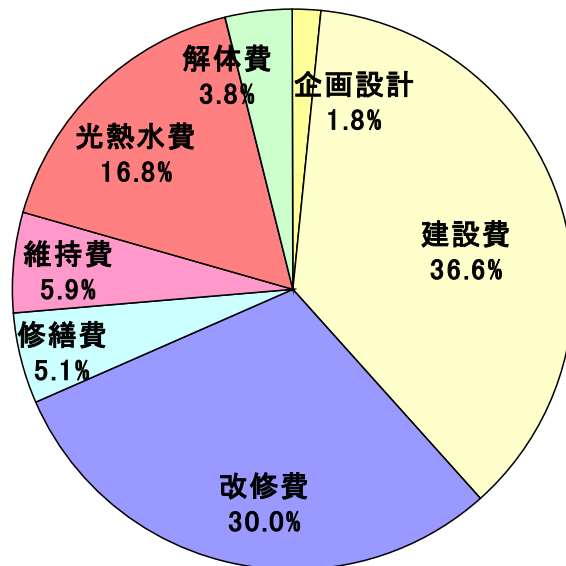
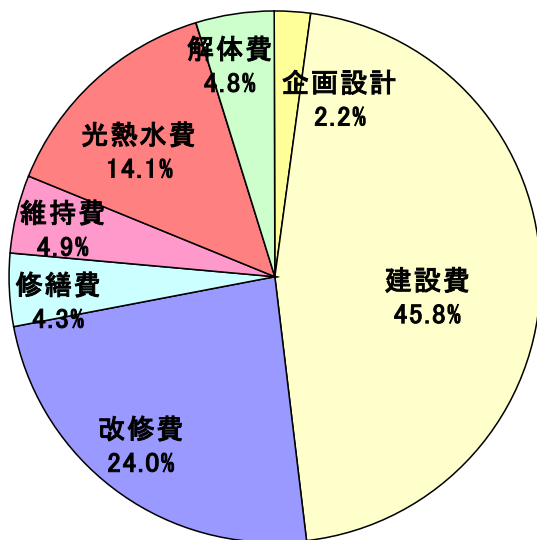
庁舎60年LCC

LCC60:4, 667百万円
年平均:77.8百万円

庁舎88年LCC

LCC88:6, 217百万円
年平均:70.6百万円

校舎の目標使用年数とLCC



校舎40年LCC

LCC40:2, 521百万円
年平均:63.0百万円

校舎60年LCC

LCC60:3, 153百万円
年平均:52.6百万円

校舎88年LCC

LCC88:4, 213百万円
年平均:47.9百万円

保全に関連する指針等

- 県有施設長寿命化指針(20年3月制定)
長期にわたり使用する施設の目標使用年数の設定、維持すべき性能水準及び長期保全計画の策定方法等の技術的項目の手引き
- 県有施設保全マニュアル(20年3月策定)
施設管理担当者に向けて保全業務の説明
- 「長期保全計画書」策定マニュアル(21年3月策定)
県有施設長寿命化指針に基づき、施設管理者が「長期保全計画書」を作成するためのマニュアル
平成25年度から開始した施設整備等計画書への添付が必要
- 県有施設維持管理基準(24年3月策定)
維持管理業務の標準化及び統一化を進めるとともに、施設関連情報の共有等を図るための基準

「還暦」・「米寿」まで生きる活かす

目標使用年数≡構造体の物理的耐用年数

- 長寿命化の目標として、施設使用の計画期間である「目標使用年数」を設定
- 鉄筋コンクリート造の耐久設計強度等から導かれる限界期間を物理的耐用年数として位置付け

区 分		目標使用年数	供用限界期間
新築施設	長期使用	100年超	およそ100年 (既存はH9以降設計 または調査確認)
	一般	88年	
既存施設	長期使用	60年	およそ65年
	一般		

計画修繕(更新)の周期的な実施

種別	使用区分	築後20年	築後40年	築後60年
庁舎	一般	屋上防水 空調熱源 ポンプ類	躯体以外の建築全般 電気設備(機材のみ) 機械設備全般	
	長期使用	同上	躯体以外全般 バリアフリー対応	屋上防水 電気設備(機材のみ) 機械設備全般
校舎	一般	屋上防水・外壁塗装 内装(仕上げのみ) 暖房設備・ポンプ類	躯体以外の建築全般 電気設備(機材のみ) 機械設備全般	
	長期使用	同上	躯体以外全般 バリアフリー対応	屋上防水・外壁塗装 内装(仕上げのみ) 電気設備(機材のみ) 機械設備全般

【県有施設の長寿命化事例】

弘前工業高等学校管理教室棟

昭和44年建設 → 平成15～16年度改修



(1) 着工前



(2) 解体完了



(3) 躯体劣化部補強完了



(4) 完成

県有施設の長寿命化事例

- 弘前工業高等学校管理棟改修
【S44竣工、改修工事H15～16年度】
- 田名部工業高等学校普通教室棟及び特別教室棟改修
【S44・S49竣工、改修工事H22～23年度】
- 県庁舎耐震・長寿命化改修
【S35竣工、改修工事H27～30年度】
- 旧むつ警察署庁舎転用改修
【旧警察署庁舎(S45竣工)に保健所等を集約、改修工事H27年度】
- 青森商業高等学校新校舎改修
【老朽化・耐震性能不足により閉校(S59竣工)に移転、
改修工事H27～28年度】
- (仮称)八戸高等養護学校校舎等改修
【教室不足により閉校(S59竣工)に移転、改修工事平成27～28年度】

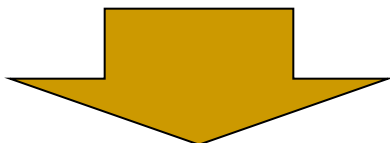
保全マニュアルの整備

○施設管理担当者の声

- 保全業務の基礎知識、広い知識が必要とされる
- 日常実務の手引きとなる参考書、事例集が欲しい

○県有施設利活用方針(19年3月)の位置づけ

- 施設の長寿命化の推進のため「適正な維持保全」を図る
- 施設の日常的な維持管理について、より適正で効率的な業務改善に取り組む



青森県県有施設保全マニュアル(20年3月策定)

青森県県有施設保全マニュアル 構成

第1章 保全(維持管理)とは？

保全の目的と効果／考え方と分類／必要な書類と体制

第2章 施設の構成と見方・点検

日ごろ気を付けるところ／法定点検と自主点検

第3章 維持管理業務委託の概要

業務の進め方／委託発注の仕方から支払まで／BIMMSの活用

第4章 施設の修繕

故障や不具合を発見したら／修繕の流れ／修繕発注の仕方から支払まで

資料編 ←お役立ち集

- (1) 法定点検一覧表 別冊 建築物等の法定点検に関する法令集
- (2) 契約時の金額ベース早見表(施設管理業務委託編、修繕編)
- (3) 部材・機器の耐用年数一覧
- (4) 図面の見方
- (5) 用語解説(索引)

第1章(1) 保全(維持管理)とは？

「施設の機能や性能を良好な状態に保つ」こと

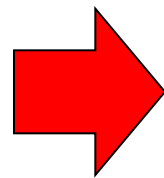
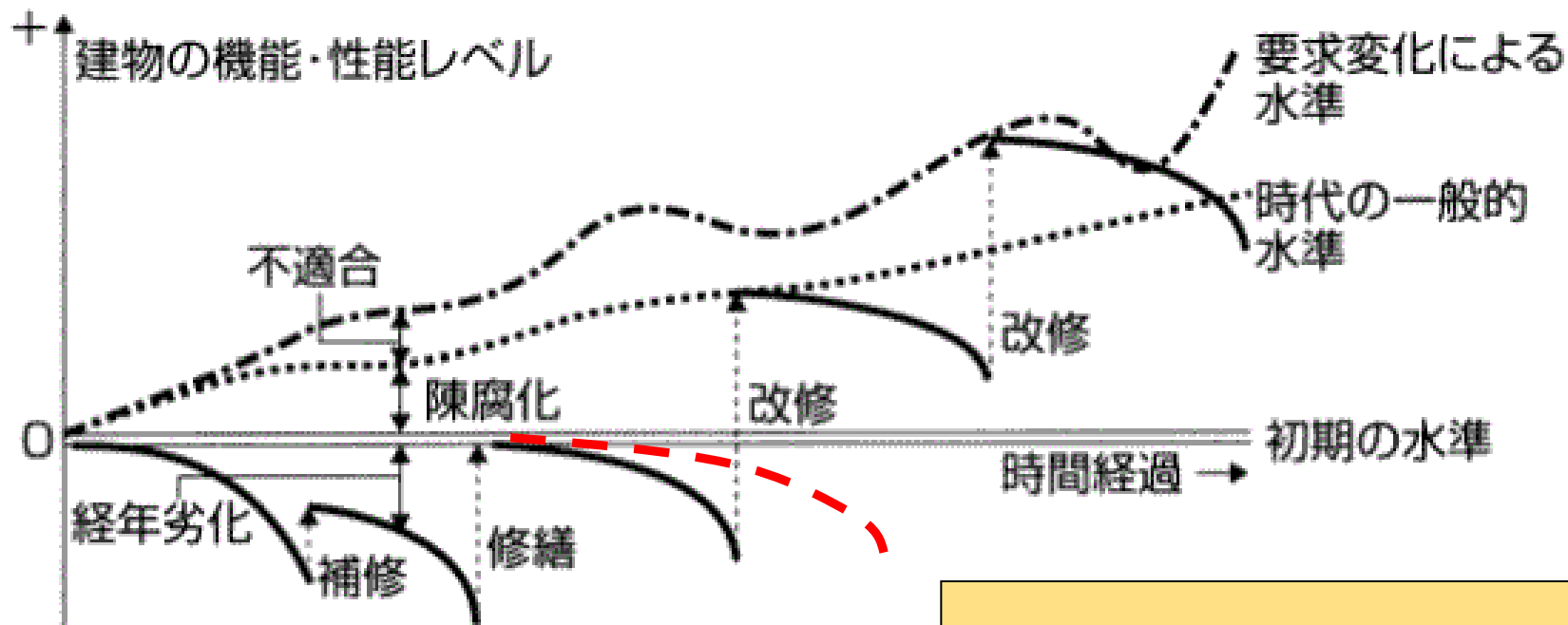
- ①【点検】 各部の機能劣化や損耗の状態を調査すること
- ②【保守】 設備機器などが正常に機能するように行う消耗品等の取替、調整等のこと
- ③【運転】 設備機器を稼働させ計器などにより監視制御すること
- ④【修繕】 建物や機器の一定の機能が損なわれたとき、当初の機能を回復させること
- ⑤【保安】 地震、台風や火災、盗難などから施設、人及び財産を保護すること
- ⑥【清掃】 建物の清潔さを保つほか、各部の劣化原因を除去すること
- ⑦【環境衛生】 室内空気環境測定、害虫防除など居住環境を維持管理すること

第1章(3) 保全の目的と効果

目的	効果
建物及び設備の危険性を排除すること	安全性の確保と利用者の健康の確保
できる限り少ないコストで運営すること	経済性の確保とLCCの低減
施設の持つ機能を十分に発揮すること	利用者の利便性向上と職員の業務効率向上
省エネルギーを推進すること	地球環境負荷の低減

青森県県有施設保全マニュアル

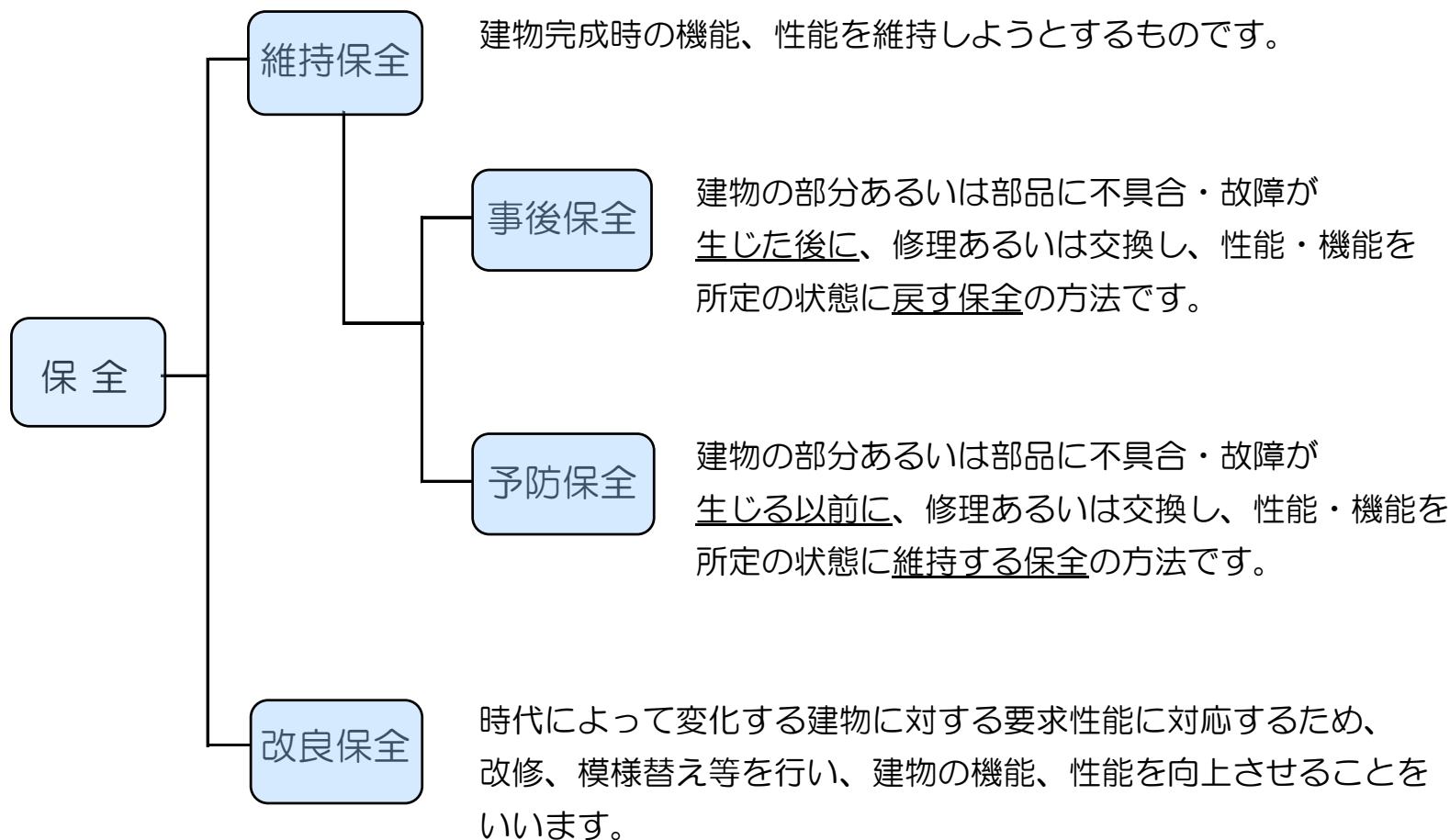
第1章(4) 保全の考え方と分類



適切な保全(維持管理)
により経年劣化の程度、
速度がやわらげられる

第1章(4) 保全の考え方と分類

保全の計画的実施へ



第1章(5) 保全業務に必要な書類と体制

①【竣工図】

建築工事、電気設備工事、機械設備工事などの竣工図面

②【設計内訳書等】

各工事費を算出するための内訳書及び構造計算書

③【各種申請書】

建築確認図書、自家用電気工作物保安規定、消防用設備等設置届など

④【その他】

各種取扱説明書及び各種保証書

第1章(5) 保全業務に必要な書類と体制

平常時と緊急時の業務体制

いざという時のために「一覧表の掲示・携帯」

- 管理者、担当者、管理業務委託業者
- 病院、警察署、消防署、保健所、電力会社、ガス会社、水道事業者、電話会社など
- 応急復旧・改修を依頼する業者
 - a. 【建物】建築施工業者、屋根防水施工業者、サッシメーカー、自動ドアメーカーなど
 - b. 【暖房】暖房設備施工業者、ボイラ・暖房機メーカー、エアコンメーカーなど
 - c. 【水回】給排水設備施工業者、トイレ・流しメーカーなど
 - d. 【電気】電気設備施工業者、受変電機器メーカーなど

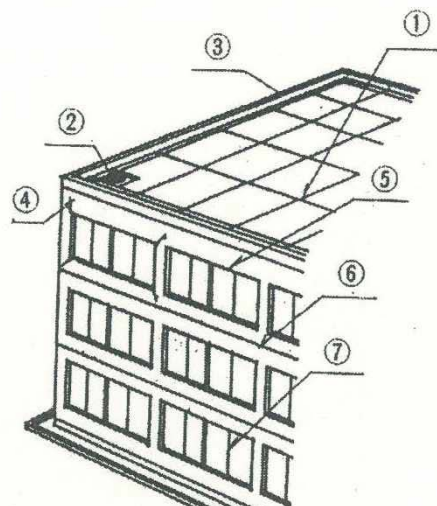
青森県県有施設保全マニュアル

第2章 施設の構成と見方・点検

～日ごろ何に気を付けたらいいか～

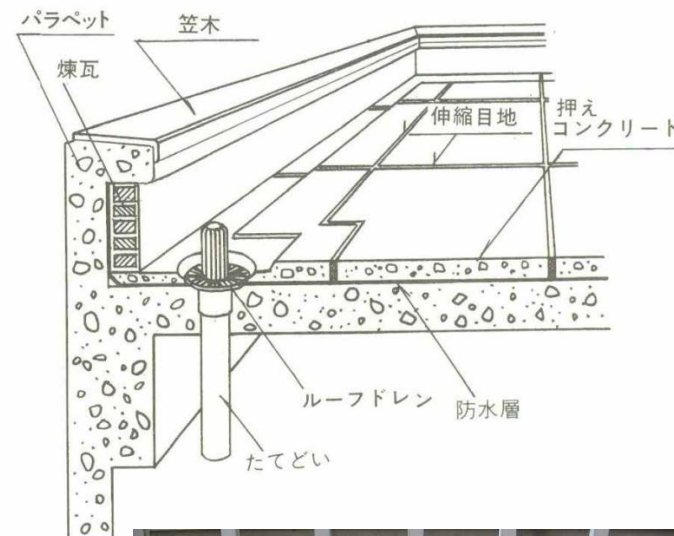
必読！

「屋上・屋根」の例



建物の雨漏りの原因

- ① 屋根防水層の劣化、損傷
- ② ルーフドレンの目詰まり
- ③ パラペットのひび割れ
- ④ 外壁のひび割れ
- ⑤ 窓枠と外壁の接合部からの漏水
- ⑥ コンクリート打ち継ぎ目地のシーリングの劣化
- ⑦ 強風によるサッシからの吹き込み



■ 保守のアドバイス

屋上のルーフドレン(排水口)のまわりには埃などが溜まります。定期的に点検して、必要ならば清掃しましょう。雑草が生えていると、根が隙間に進入し漏水の原因になりますので、除去しましょう。

【参考】清掃業務委託に屋上の清掃は含めていますか？

「清掃面積等調書(様式2)」

建物外部の清掃→日常清掃→3.屋上広場

拾い掃き、除草、ルーフドレイン等ごみ・泥除去 を年数回実施

青森県県有施設保全マニュアル

第2章 施設の構成と見方・点検

～日ごろ何に気を付けたらいいか～

必読！

「防災設備」の例

1. 防火戸、避難経路の保守点検

■点検のポイント

□ 廊下、防火戸、避難ハシゴ、救助袋の前を物品でふさいでないか。

□ 防火戸、防火シャッターなどの建具の動作に支障がないか。腐食、損傷はないか。

■保守のアドバイス

○ 避難路の確保

防火戸は火災時に閉鎖し、延焼や煙を防ぐ働きをします。扉の下にかませものをして、閉じないようにしているのをよく見かけますが、危険です。防火戸の役目を果たしません。また、避難の妨げとなるので、廊下、階段、踊り場、バルコニー等の物品は撤去しましょう。避難口の屋外にも障害物がないか点検しましょう。

【悪い例】

① 障害物がある場合

防火戸の閉鎖や、避難に支障が生じます。

② くさび等による強制開放

常時閉鎖式防火戸(平常時も閉じていて、開けて手をはなすと自動的に閉じる扉)をくさび等で強制的に開放したりすると、火災時に防火区画が形成されず、火災の拡大の原因となります。



保全マニュアル等のありか

職員ポータル「文書管理→施設管理者向けDB」

- ・青森県県有施設利活用方針
- ・青森県県有施設長寿命化指針
- ・青森県県有施設「長期保全計画書作成マニュアル」
- ・青森県県有施設保全マニュアル
- ・青森県県有施設維持管理基準
- ・BIMMS操作マニュアル
- ・平成23年度からの施設管理担当者研修会資料 など

職員ポータル「文書管理→全庁文書」

- ・定期点検要領等(建築住宅課) → 定期点検要領・様式等

BIMMS「★Aomori Building 共通書庫用→電子書庫」

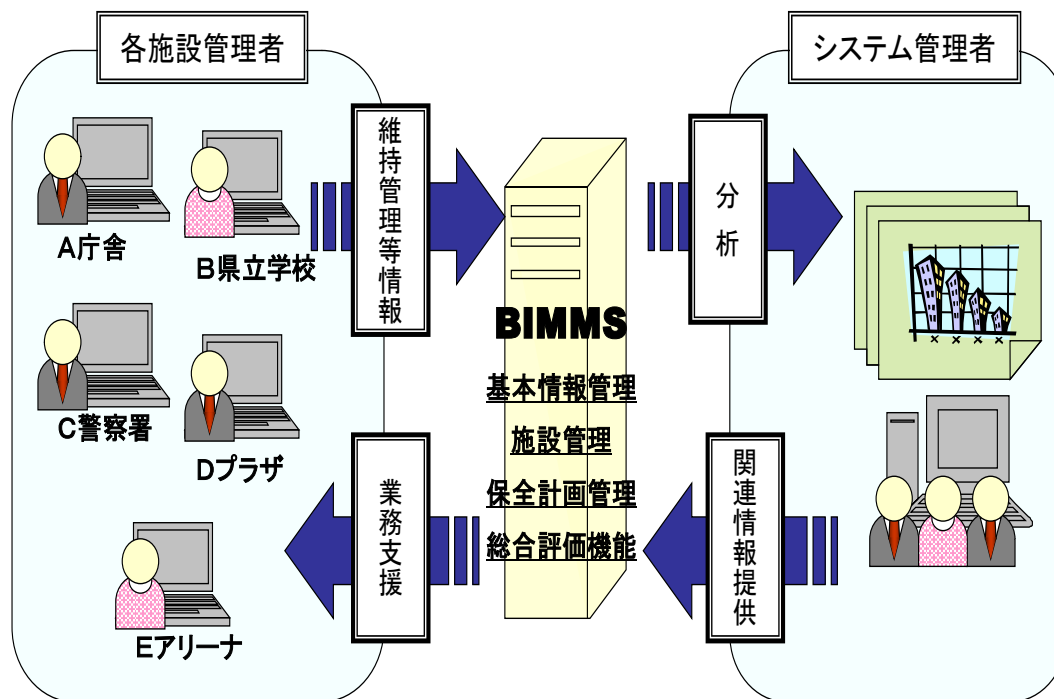
- ・青森県建築保全業務単価表
- ・清掃業務委託積算基準、運用、数量取扱要領、特記仕様書、記載要領など
- ・平成17年度からの施設管理担当者研修会資料
- ・職員ポータル「文書管理→施設管理者向けDB」に掲載しているもの

※県有施設長寿命化指針、県有施設保全マニュアル(本編のみ)等の公開している資料は、「県HP→行政経営管理課→青森県のファシリティマネジメント→FM推進事業」にも掲載

保全マネジメントシステム (BIMMS) の活用

施設に関する状況を適宜、適切に把握するために、保全マネジメントシステム (BIMMS) の活用による情報の一元管理を進め、施設管理者は、このシステムを利用して施設基本情報、維持管理情報及び保全情報等の情報の共有を図ることとする。また、システム管理者は、施設の関連情報を施設管理者等に積極的に提供する。(青森県県有施設利活用方針抜粋)

施設情報システムの導入を段階的に行い、平成18年度から保全マネジメントシステム(BIMMS)を全県有施設(県営住宅及び職員公舎を除く)で稼働させた。



BIMMS活用事例 電子書庫

《共通書庫》

- 保全業務FAQ
- 施設管理担当者研修会資料の掲載
 - すぐ役立つ施設管理のポイント
 - 法定点検一覧表
 - 業務委託等の見積・内訳の取り方・見方
 - 建築物の法定点検等に関する法令集
 - 単価あれこれ 等
- 清掃業務積算基準
 - 青森県清掃業務委託料算定基準・仕様書 等

《個別施設》

- 維持管理業務委託仕様書、積算根拠等

BIMMS掲載情報 保全業務FAQ

施設管理をしていくうえで比較的多く発生する事象について、その対応方法を解説

BIMMS
保全マネジメントシステム

ユーザー名:テスト用

ログアウト

資産選択

- 土地選択・登録
- 建物選択・登録

基本情報管理

施設管理

複数施設総合評価・分析

マスク編集

パスワード変更

● 保全技術情報等提供

● 掲示板

● 簡易中長期保全計画管理

● 会計情報出力

● ヘルプ

● トップ表示

保全技術情報等提供

に _____ を含む書類

ソート指定 < 文書名 ファイル名 作成日付 登録日付 管理部署 >

検索


ファイルをダウンロードする場合は、該当するファイル名を選択してください。

トピックス	法令	連絡文書	マニュアル	調査関係	参考資料	建基法12条	FAQ	その他	オリジナル管理			
文書名	ファイル名	バージョン	サイズ	作成日付	登録日付	所轄	保管場所	保管番号	備考			
FAQ(事後対応策)	事後対応策FAQ.xls		2484KB	2006/02/28	2006/02/28							
FAQ(法定点検・災害対策)	法定点検・災害対策FAQ.xls		42KB	2006/02/28	2006/03/01							
合計ファイル数 2件			2526KB									

① 保全技術情報等提供をクリック

② FAQをクリック

③ 右クリックでDL可能

1次対応	2次対応	補足説明	図表・写真
屋根からの漏水に発展する可能性があるので、専門業者（専門技術者）に調査を依頼します	調査結果を受け、修繕工事に対する見積書の提出を依頼し、工事実施の判断を行います	屋根の著しい損傷、剥離などは、漏水の原因になります	モルタルの剥落例 

【参考】建築用語などがわからない場合

東北地方整備局営繕部HP→保全ニュース

建築用語集

- 営繕部
- 営繕の概要
 - 「営繕」とは
 - 営繕の組織
 - 東北営繕ビジョン
 - シビックコア地区整備制度
- 営繕部 入札公告情報
- 事業紹介
 - 施策の取組み
 - 施設紹介
 - 新技術の紹介
 - PFI事業
- 「公共建築の日」「公共建築月間」イベント一覧
- 「段ボールシティを創ろうJinとうほく」
- 営繕部 パンフレット
- 営繕とうほく
- 保全ニュース
 - HELLO!!『公共建築相談室』
 - 官庁営繕関係基準・要領類
 - 技術検定証明書(書換)

保全ニュース とうほく
Maintenance & Modernization of Buildings

国土交通省
東北地方整備局 営繕部 保全指導・監督室
[このサイトについて](#)

2006年2月9日からの訪問者数: **043427**

[建築用語集](#) [建物部位別解説](#) [建物点検情報](#) [公共建築トップへ](#)

平成26年度の保全実態調査等がはじまりました。

期限までに官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)による調査票の入力をお願いいたします。

新着情報

- 14/06/18 [保全ニュースとうほくを発行しました。](#)
(営繕とうほく130号掲載分)
- 14/05/16 [官庁施設情報管理システム\(BIMMS-N\)のページを新設しました。](#)
[過去の新着情報 >>](#)

保全ニュースとうほく 130号
2014/06発行 (385KB)



よりよい保全の
技術アドバイザー

[官庁施設情報管理システム\(BIMMS-N\) Q&A](#)
よくあるご質問をまとめました。

[地球温暖化防止に向けた庁舎管理Q&A](#)
参考となる事項をQ&Aにまとめました。

[官庁施設の法定点検整理表について](#)
建物面積や設備概要を入力するだけで必要な法定点検項目がリストアップされる便利な機能です。

長期保全計画書の作成

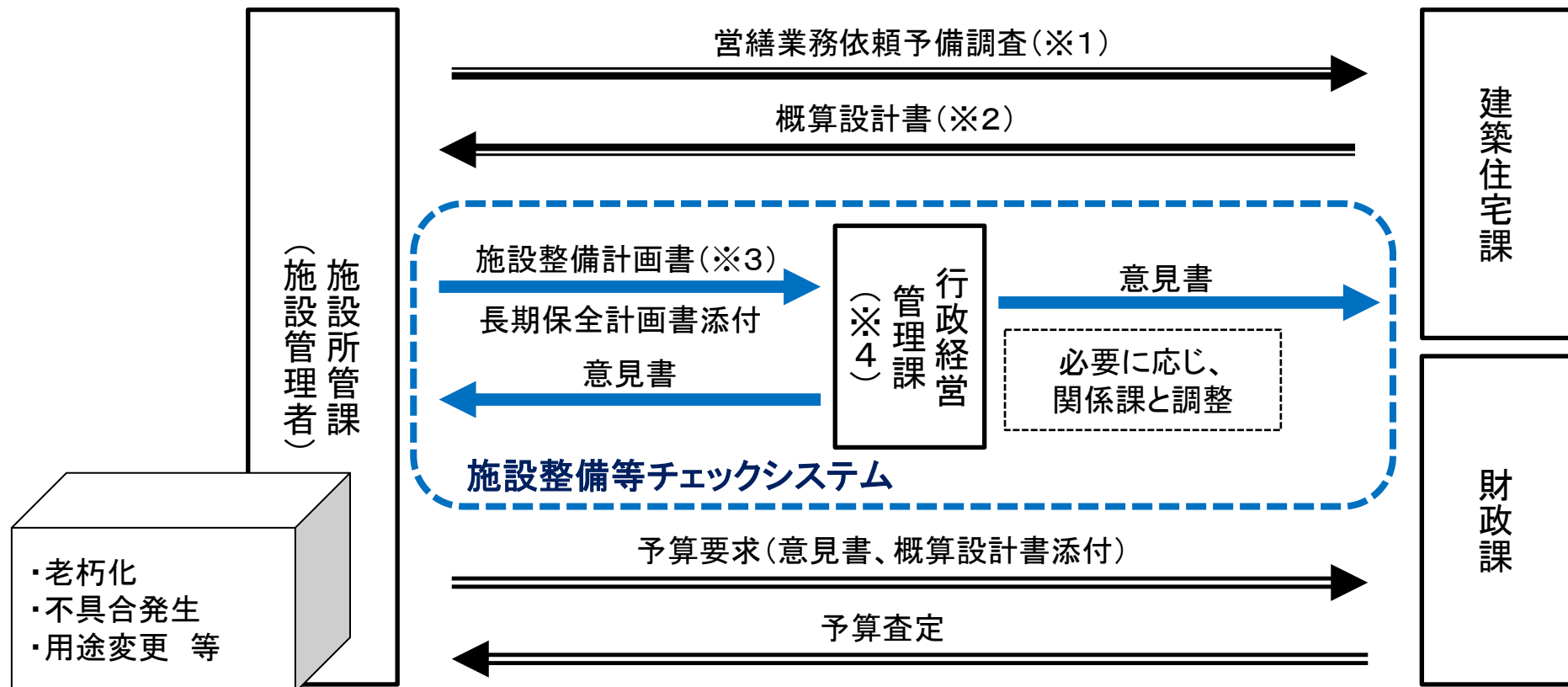
平成27年度～平成29年度に作成

施設区分	施設数	延床面積 (m ²)	概要
大規模施設	27	228,816	<ul style="list-style-type: none"> ・現状確認を行った上で、今後30年間の長期保全計画の策定及びLCCを算出 ・既存の長期保全計画書作成マニュアル及びLCC試算手法に様式等を追加(平成27年度に様式を委託により作成した上で、平成28年度から平成29年度に各施設管理者が長期保全計画等を策定)
交番・駐在所	152	18,891	
木造建築物(観光施設等)	36	4,381	
鉄骨造建築物(実習棟、車庫等)	24	57,488	
寮・寄宿舍等	16	27,761	

(策定済)

<ul style="list-style-type: none"> ・事務庁舎 ・警察署等 ・学校施設 ・体育館(学校程度) 	177	989,731	<ul style="list-style-type: none"> ・長期保全計画は、各施設管理者が策定し、3年ごとに更新(長期保全計画書作成マニュアルによる) ・LCCはLCC試算手法により一括算定済 約135億円/年 → 長寿命化・総量縮小(10%)により約97億円/年(H25.6,186施設で試算)
---	-----	---------	--

改修工事の流れ(予算要求まで)



※1 250万円未満の工事等は営繕業務依頼の対象外

※2 施設整備等チェックシステム対象工事の場合は、意見書記載の優先度が原則「C」以上

※3 施設整備等チェックシステムの対象工事は次ページ参照

※4 移転を伴う施設整備等については、必要に応じ県有不動産利活用推進会議において調整を行う

施設整備等チェックシステム

《対象とする施設整備の概要》

	対象
1	新築(公用施設、職員公舎に限る。学校、公営住宅、福祉施設、社会教育施設等の公共用施設は対象外)
2	改築(附属建物で100㎡未満の改築は除く)
3	増築(100㎡未満の増築は除く)
4	用途転用
5	取得
6	新たな民間施設等の賃借(賃借料が生じるもの)
7	改修(修繕を含むが、250万円未満の工事を除く)
a	耐震補強
b	屋根、外壁(クラック補修、剥落防止、外断熱改修を含む)又は外部建具の過半の更新
c	受変電設備の更新
d	暖冷房又は給湯設備の熱源機器又は配管の更新
e	中央方式の空気調和設備の過半の改修又は更新、中央監視設備の更新
f	照明器具の過半の更新
g	エレベーターの設置・更新
h	工事費が合計5,000万円以上となるもの
8	財政課との協議により必要と認められるもの

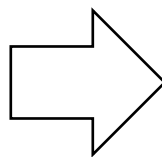
※詳細は、平成27年4月6日付け青行管第7号「平成28年度当初予算等に係る施設整備等チェックシステムの実施について」を参照

施設整備等チェックシステム

《意見書に記載する評価の観点と意見》

評価の観点

<ul style="list-style-type: none"> ・必要性 ・妥当性 ・緊急性 	整備目的 計画内容 施設利用状況 他の施設の状況 耐震・劣化状況 法令等適合性 等
--	--



意見

<ul style="list-style-type: none"> ・整備等妥当性、危険度、優先度 (緊急に実施・早急に実施・実施すべき・特に急がない・見合わせるべき) ・代替方策(既存施設への移転等) ・省エネ可能性 等
--

整備等計画妥当性	高	工事等の妥当性が高い
	低	劣化状況、工事等の計画内容、代替方策等の観点から整備等計画の妥当性が低い
	不明	整備等計画の必要性、内容等が十分に整理されていない。
危険度	a	現時点で危険な状態
	b	現状のまま使用を続けると危険な状態になる
	c	現状の使用状況で危険はない
優先度	A	緊急に実施(人的被害等の可能性が高い、施設に必要な機能の欠如が生じること等から緊急実施の必要がある。)
	B	早急に実施(施設の使用又は業務に重大な影響を与えることから早急に実施する必要がある。)
	C	実施すべき(概ね2~3年以内に整備等を行う必要がある。)
	D	妥当性はあるが特に急がない(概ね2~3年以内は経過観察による。)
	E	実施を見合わせるべき

ご清聴ありがとうございます

- ご不明な点、ご相談は、
行政経営管理課

ファシリティマネジメント・財産グループまで
施設の利用調整、

施設整備等チェックシステムなど(内線2881)

長期保全計画、施設保全マニュアル、

BIMMS、施設維持管理業務委託など(内線2884)

直通電話017-734-9125